平成27年第10回稲城市教育委員会定例会

- 1 平成 27 年 10 月 13 日、午後 3 時から消防署講堂において、平成 27 年第 10 回稲城 市教育委員会定例会を開催する。
- 1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江

正彦 城所

保坂 律子

今泉浩史小島文弘

出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 伊藤 徹男

教育総務課長 石田 昭男

学務課長 濱中 正一

指導課長 並木 茂男

生涯学習課長 小島 寛

体育課長 安藝 宏延

学校給食課長 増岡 勝

稲田 基樹 図書館課長

職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 斎藤 晃二

教育総務課教育総務係 加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。
 - (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
 - (2) 日程第2 「会期の決定」
 - (3) 日程第3 「教育行政報告」
 - 「報告事項」 (4) 日程第4

委員長 ただいまより、平成27年第10回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。 それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。 前例に従いまして委員長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんで しょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、保坂委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。 本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。 教育長から教育行政報告の申し出がございます。 日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教 育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

〔教育行政報告〕

- 教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
 - 2 工事請負状況について
- 学務課長 1 平成27年9月分不登校による欠席児童・生徒数について
 - 2 平成27年度第1回稲城市学校保健連絡会について
- 指導課長 1 担当者事業について
 - 2 連携推進事業について
 - 3 研修事業について
 - 4 学校訪問事業について
 - 5 教育センター関係について
- 生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 成人式について
 - 5 文化財の保護と普及について

- 6 生涯学習推進事業について
- 7 学校施設コミュニティ開放事業について
- 8 放課後子ども教室参加状況について
- 9 公民館主催事業の実施状況について
- 10 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 11 平成27年9月 生涯学習課利用統計について

体育課長

- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内体育施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営について
 - 4 市民体育大会関係について
 - 5 ヴェルディ支援推進事業について
 - 6 稲城市スポーツ推進計画策定委員会について

学校給食課長

- 1 施設見学について
- 2 試食会について
- 3 平成27年度第1回稲城市学校保健連絡会について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業 (SPC運営) について
- 3 分館の主催事業について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 地域との連携について
- 6 学校との連携について
- 7 視察について
- 8 図書館の利用状況 (平成27年9月) について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 「報告事項」です。本日の報告事項は4件です。平成27年度「全国学力・学習状況調査結果概要について」及び「稲城市特別支援教室の導入について」を指導課長より、「稲城市中央公民館ホール大規模改修工事に関する基本設計案について」を生涯学習課長より、「稲城市スポーツ推進計画素案への市民意見公募について」を体育課長より、それぞれ説明いただきます。よろしくお願いいたします。それでは、初めに指導課長、お願いします。

指導課長

それでは、平成27年度全国学力・学習状況調査結果概要につきまして、ご報告させていただきます。

資料は、こちらA3縦長の1枚の用紙になっております。ご覧くださいませ。 全国学力・学習状況調査でございます。この調査の目的は、義務教育の機会 均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況 を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることと、学 校における児童・生徒への教育の指導の充実や学習指導の改善等に役立てるこ とでございます。

調査の対象といたしましては、小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒を対象としております。

調査の内容でございますが、大きく二つございます。第1に、教科に関する調査として、国語、算数、数学及び理科の内容を調査します。理科は平成24年度に続き、3年ぶりの実施でございます。第2に、質問紙調査として、児童・生徒に対してアンケート方式の調査を行っております。

教科に関する調査といたしましては、主として知識に関する問題をA問題と 名づけております。また、主として活用に関する問題をB問題という形で出題 しております。以上の内容を本市におきましても、全国と同一の平成27年4月 21日火曜日、市内の小学校第6学年、中学校第3学年全員を対象といたしまして、実施いたしました。

結果でございますが、教科に関する調査の結果概要といたしまして、小学校における国語、算数、理科、中学校におけます国語、数学、理科でございますが、A問題、B問題、全て全国水準を上回っております。詳細につきましては、お手元の資料でご確認をお願いいたします。

続きまして、質問紙調査の結果でございます。こちらは、結果の中に稲城市 の児童・生徒に顕著にあらわれたもの等を幾つか選んで紹介させていただいて おります。

まず、「自分にはよいところがあると思いますか」という設問に対して、昨年度は、小学校、中学校ともに稲城市は全国平均より高かったのに対し、今年度は小学校が全国平均を下回るなど、全国平均に近い値となっております。「将来の夢や目標を持っていますか」「学校に行くのは楽しいと思いますか」についても、小学生では全国を下回るなど、未来社会の担い手を育てるという観点からも今後の課題と考えられます。

また、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」の設問につきましては、小学生は全国に比べ5%下回っておりますが、昨年度は4.0%上回るなど、年度により大きく異なっておりますので、今後詳細の分析をしてまいりたいと考えております。

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」については、 全国平均並とも言えますが、引き続き、社会の重要な課題として意識を高める ように指導してまいりたいと考えております。

続きまして、「「総合的な学習の時間」の授業で学習したことは、普段の生活や社会に出たときに役立つと思いますか」についての肯定的な回答の割合もやや低くなっていることから、ねらいを一層明確化した授業など、総合的な学習の時間の今後の改善に生かしてまいります。

今回の新たな設問として、「学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、 その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習 活動に取り組んでいたと思いますか」については、小学校、中学校ともに全国 の平均を上回る結果が出ております。今後、求められる課題の発見や解決のた めの主体的、共同的な学びという新しい授業デザインについても、子供たちが 感じとり、意識的に取り組まれている様子がうかがえる結果となっております。

各学校の結果につきましては、学校による傾向の違いがございまして、実態 と照らし合わせて分析し、授業改善推進プランなどに反映し、既に授業改善に 活用しているところでございます。

また、公表でございますが、従来どおり各学校の数値を適宜示しながら、分析と対策を中心とした公表を行ってまいります。

以上、平成27年度全国学力・学習状況調査結果概要につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございました。

稲城市特別支援教室の導入について、続けてよろしくお願いいたします。

指導課長 それでは、稲城市特別支援教室の導入につきまして、ご報告させていただき ます。

> 資料につきましては、ステープラーどめの本日配付の資料を参考にご覧くだ さいませ。

> 特別支援教室とは東京都が平成30年度を目途に都内で整備を進めている特別支援教育の形態で、現行の情緒障害等を対象とする通級指導学級を移行していくものでございます。現在、市内の特別支援学級は知的障害のある児童・生徒を対象とし、毎日通う、いわゆる固定型の特別支援学級と、知的障害がなく、情緒障害、または言語障害のある児童・生徒を対象とし、ふだんは通常の学級に籍を置き、週に1回から2回程度通う通級指導型とがございます。このうち、情緒障害等の児童・生徒を対象とする通級指導学級を特別支援教室に移行するものでございます。

通級指導学級と特別支援教室の違いでございますが、資料の一番冒頭にも書いてございますが、通級指導学級がある学校、現在で言いますと向陽台小学校になりますが、市内の各校から児童が向陽台小学校に通い指導を受けているのに対しまして、特別支援教室では、児童自身が在籍する小学校内に設置され、週に1回程度、市内に3校ないし4校程度設置する拠点校から巡回してくる教員から必要な指導を受けることになります。簡単に申し上げますと、子供が動くシステムから教員が動くシステムに変わっていくということでございます。

特別支援教室の導入の利点といたしましては、今までの他校に通う時間や手間、保護者の送り迎え等が不要になり、学習内容が一層充実すること、また、今まで距離が遠いことや保護者の送迎が困難であったことから通級指導学級に

通えなかった児童・生徒も必要な指導を受けられるようになることでございます。

現在、市内の通級児童は24人でございますが、資料をおめくりいただきまして、3枚目には現在の通級児童数と、学校が特別な教育的配慮を要すると考えている児童の数の一覧表がございます。こちらにあるとおり、潜在的な対象者は実際にはその数倍の人数が想定されているところでもございます。

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画では、平成28年度、平成29年度 の2カ年は準備の整った区市町村から順次導入し、平成30年度の全都実施を予 定しておりますが、稲城市におきましては、本年度から庁内に準備委員会、ま た、学校を含めた検討委員会を編成し、平成28年度に導入準備を進め、平成29 年度に小学校から実施してまいる予定でございます。

本日、本案をお認めいただきましたら、平成28年度予算に特別支援教室準備のための予算を計上し、平成29年度の特別支援教室設置に向けた計画の策定及びその実施を進めてまいりたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございました。

それでは、次に、「稲城市立中央公民館ホール大規模改修工事に関する基本 設計案について」を生涯学習課長よりお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、A3サイズ横長になりますが、この改修設計集約案をご覧いただ きたいと思います。

この集約案につきましては、平成27年8月17日から公民館利用者団体を中心とした市民の皆様の声を十分に反映した上での意見集約を案としてまとめたものでございます。これを平成27年9月28日に提示して、皆様からご了承をいただいたところでございます。今後につきましては、市の事務を進めていく中で、いわゆる予算化に向けてどのような最終案とするかということで、ここからさらにこの大規模改修工事を絞り込んでいくというような事務の流れとしていくものでございます。

それでは、お示ししました集約案について、まず、表紙の後ろ方になりますが、右下の一番下のところに図面番号1と記載されているものをご覧いただきたいと存じます。これにつきましては、今の中央公民館ホールと本館棟の1階部分の平面図でございます。

まず、丸印につきましてですが、見出しをつけたもの、左上に一番大きな丸 印がございます。それが「ロビー段差解消改修」ということでございます。そ の下にいくと、小さな丸印で見出しがついています、「だれでもトイレの設置」。 そのやや右上にいきまして、四角に斜線を施した部分につきましては、現行の トイレを改修すると。その四角からやや右上方向に進んでいただきますと、「建 具改修」。その下、楕円の縦型、これが「座席の変更」や「車椅子席の確保」 ということでございます。そこから下にいっていただきますと、円が二つ接しておりますが、やはり「建具改修」と「舞台段差解消」というようなものを現行にかけていくということで、改修案につきましては後ほどご説明させていただきます。

続きまして、図面番号2のほうにお進みいただきたいと思います。これは断面図というふうになっております。

丸で示しましたところが左側に2カ所ございます。その上側につきましては 「舞台音響、舞台照明設備の全面改修」、いわゆる操作室にあたります。また、 その下のところにつきましては「建具改修」ということで、2階のドア改修と いうことでございます。やや右下に行きまして、「トイレの前面改修」、先ほ ど申し上げたとおりでございます。そこから上にいっていただきますと、小さ な丸印で六つ、二重丸印がございます。これが「空調機器の更新」ということ で示させていただいているものでございます。また、見出しのみですが、ホー ル内の「天井改修」を考えております。下にいきますと、ひな壇部分の「座席 改修」というのを示させていただいております。そこから平面部分、右側にな りますが、「座席の変更」、「車椅子席の確保」と、先ほどお話しさせていた だいております。右側の端のほうにまいりますが、縦の線が立て込んでおりま すが、これが「舞台機構の全面改修」ということでございます。どんちょうを 初めとした、舞台のつりものの関係の改修ということを考えております。一番 下にいきますと、丸印で見出しがついています、地下の「楽屋の全面改修」。 というようなところが現行の図面からお示しさせていただいた改修部分とい うことでございます。

図面3にお進みいただきたいと存じます。

細かい説明はこの図面3の上段のほうにそれぞれ改修内容の説明が加わっておりますが、その中の左半分、トイレの全面改修ということで、改修前が左側、改修後が右側ということになっております。基本的には、現在、男女とも和式便所でございますが、それを洋式化すると。また、パーテーションなどの改修等も加えて、全面的な改修を行うというのがトイレの全面改修でございます。

また、半分から右側、上段が改修前、下側が改修後となっておりますが、中央公民館ホールを入って右側の2階へ上っていく階段部分のすぐ脇にある倉庫をだれでもトイレへ改修するというような図となっております。

これが図面番号3になります。

図面番号4にいっていただきまして、左側が改修前、右側が改修後ということで、これが地下の楽屋の全面改修ということでございます。現在のトイレを改修し、楽屋を仕切っているものを取り払い、広くすること、それから、パウダーコーナーなどを設けるというようなことで全面改修するという案を示したものでございます。

図面番号5に進んでいただきまして、これは現行の図面でございます。先ほ

どから申し上げているとおり、座席も改修、それから、舞台段差の改修というような箇所を示しております。

これをどのように改修するかというのが、図面番号 6 番のほうにいきます。 後ろ側のひな壇の部分については、まず、座席の幅を広くする。もちろん、 座り心地のいいものにするということで、改修前は座席幅45センチだったもの を50センチに広げます。また、平たん部の座席につきましては可動式のいすの 配置ということで、基本的にはいすを設置しておきまして、座席数を減らして、 そこに何か催し物のしつらえをしたいというときには使用できるようにする ものでございます。

この改修によりまして、現在、405席、全体でございますが、改修後につきましては374席ということで、31席が減じるというようなものでございます。また、車いすの席についても2席を設けるというようなものでございます。

また、この図面の一番下のほうの横長の丸印のところでございますが、北側の通路を舞台に上がるものとしてスロープ化することによって舞台に上がれるようにということで段差解消を行うと考えているものでございます。

図面6につきましては以上でございます。

図面7に進めさせていただきます。図面7につきましては、大きな図面で、 これは実際には真ん中で分かれているものです。左側が改修前、右側が改修後。 この図面の見方といたしましては、ホール棟から本館棟を見たイメージの平面 図でございます。

この改修につきましては、ホール棟から本館棟へは、現在、階段を下りて上 らなければならないというような行き来のものでございますが、左右にスロー プを設置することによって、本館棟へは階段を使用しなくてもスロープで行き 来ができるような改修を行うというようなことで考えております。

以上が図面7でございます。

図面8に進んでいただきたいと思います。

これはいわゆる舞台のつりものの改修でございます。この中で大きなものといたしましては、現在、どんちょうが舞台の最前からやや後ろ側にありますが、このどんちょうを改修によって一番前に、右側の図面の②になりますが、この②の位置に改修後、持ってくることによって、舞台を出演者の方が広く使えるというような改修を行うと示しているものでございます。これに伴って、この移動に伴って、つりもの全体の再配置を行い、舞台の一番後ろのほうに幕を一つ設置することによって、舞台の後ろ手で下手、上手の行き来ができるように改修を行うと。あと、バトンと言いまして、講演会だとか、そういったもののつりものを、その掲示物としてつるものをふやすというような改修を全体的に行いまして、再配置というような工事を考えているものでございます。

以上が今回の集約案として示したものでございます。

次に、「稲城市スポーツ推進計画素案への市民意見公募について」を体育課 長より説明をお願いいたします。

体育課長 体育課では、現在、平成27年度中に稲城市スポーツ推進計画の完成を目指しており、第6回の策定委員会でスポーツ推進計画の素案ができました。

報告のほうがおそくなってしまって申しわけありませんが、これまでの経過と素案の概要、そして、スポーツ推進計画の素案への市民公募の実施を含めました今後の予定について、ご報告させていただきます。

それでは、まず、これまでの策定の経過として、資料を出していただければ と思います。こちらになります。後で追加したものでございます。

稲城市スポーツ推進計画の策定の期間につきましては、昨年度、平成26年度 から今年度末の2年間で完成することを予定しております。策定に当たりまし て、稲城市スポーツ推進計画策定委員会、庁内検討委員会を立ち上げて検討す る体制をとっております。

計画策定の経過の裏面になりますが、稲城市スポーツ推進計画策定委員会のメンバーでございます。学識経験者、スポーツ推進委員のほうから1名、稲城市体育協会、総合型地域スポーツクラブ、体育振興会、みどりクラブ連合会、社会福祉協議会、小学校、中学校それぞれの校長会の推薦、あと市民公募2名の方で構成されております。

また、庁内検討委員会でございますが、高齢福祉課長、障害福祉課長、健康 課長、子育て支援課長、児童青少年課長、土木課長、教育総務課長、指導課長、 生涯学習課長、私で、庁内で検討するような構成になっております。

今までの経過でございますが、策定委員会につきましては、昨年、7月30日、9月26日、1月29日、3月26日の4回実施しました。内容につきましては、第1回では計画策定の目的、スケジュールのご説明。第2回では市内のスポーツ施設の紹介、あとアンケート内容についての検討。2回目と3回目の間にそのアンケートを実施いたしました。3回目は、そのアンケートの調査結果を踏まえまして、スポーツに関する現状と課題の把握、課題と対応策ということで実施しました。第4回では計画の基本理念・基本方針というもの、計画の施策体系などについて議論いたしたところです。平成27年度に入りまして、5回目と6回目を2回実施いたしました。6月9日のほうでは施策の内容、重点施策、計画素案の内容ということで実施しました。そして、6回目、9月29日、つい最近ですが、計画素案の内容、キャッチフレーズの絞り込みになります。あと、市民意見公募について議論したところでございます。

続きまして、計画素案の概要についてご説明いたします。素案のほうをお出しいただければと思います。1枚おめくりいただきますと目次が出ていますが、本計画は、第1章、計画策定にあたって、第2章、計画の基本的な考え方、第3章、基本方針と施策体系、第4章、施策の概要の4章で構成いたしました。4章の内容を全て説明してしまうとちょっと長くなってしまうので、策定にあ

たり、重要な部分だけを要約させていただきまして、ご説明いたします。よろ しくお願いします。

まず、第1章の計画の策定にあたって、1ページ目になりますが、計画策定の目的でございます。稲城市スポーツ推進計画の策定の目的でございますが、スポーツ基本法にのっとり、全ての市民が生涯を通じて豊かなスポーツライフが実現できるよう、スポーツ・レクリエーション活動の普及、振興に取り組み、健康の維持、増進を図りながら生活が送れるよう、環境を整備するとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を図るために策定するものです。

続きまして、第2章のほうになるのですけど、こちらのほうは4ページをお開きいただきまして、計画の基本的な考え方など、本計画の基本的な視点でございます。計画策定にかかります基本的な視点はこちらに挙げておりますが、「いつでも、どこでも、誰とでも気軽にはじめられるスポーツや運動の充実」、

「スポーツの魅力を広めていく工夫」、「スポーツを支える担い手づくりの促進」、「スポーツの様々なことを知る機会、スポーツを通じたまちの魅力の向上」、「地域スポーツをはじめ多様な交流を基本に仲間づくりの促進」、以上の五つを挙げております。

おめくりいただきまして、この五つを意識いたしまして、第3章のほう、7ページになりますが、基本方針と施策体系につきまして策定したところでございます。基本方針につきましては、「誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる【するスポーツ】」、続きまして、「スポーツの魅力とふれ合うことができる【みるスポーツ】」、「スポーツを支える力を育む【ささえるスポーツ】」、「スポーツを通じてまちの魅力を高める【ひろげるスポーツ】」、そして、「スポーツを通じて多様なつながりができる【つながるスポーツ】」の五つの方針を挙げ、この基本方針に基づき、9ページになるのですが、基本施策をそれぞれ定めたところでございます。基本施策が右側にありますが、それぞれ三つずつ挙げているところで、星印のところが重点施策になります。

そして、10ページから、第4章で施策の概要といたしまして、第3章で定めました基本施策に対して、市が行っている、いろいろな課も含めまして、市が行っている主な取り組みを紹介しております。この取り組みの概要についてなのですが、現在、関係各課に再校正をかけているところでございます。

続きまして、市民意見公募の実施の方法でございます。

一番最初のほうに戻りまして、市民意見公募の対象及び期間でございます。 市民意見公募の対象でございますが、稲城市在住・在勤・在学の方、市内に事 務所等を有する個人及び法人。縦覧及び公募期間でございますが、平成27年12 月2日から12月16日を予定しています。縦覧場所といたしまして、市役所1階 行政情報コーナー、体育課、平尾と若葉台の出張所、また、各文化センター、 中央図書館、地域振興プラザ、総合体育館、あと市のホームページにも掲載い たします。

そして、意見公募の応募方法になりますが、裏になりますが、稲城市ホーム

ページ、「あなたの意見をお聞かせください」の「稲城市スポーツ推進計画へのご意見」ということで掲載いたします。こちらからのメール送信になります。 2番目として、庁舎6階体育課へ直接持参していただく。3番目に体育課あてに郵送していただく。4番目にファクスでいただくということです。口頭での直接の受付はいたしません。

続きまして、今後のスケジュールでございます。

10月16日にこの件に関しまして庁内の検討会を開きます。11月5日に福祉文教委員会への報告。12月1日に広報「いなぎ」等にこの記事を載せさせていただきます。12月2日から16日、先ほど言いましたが、市民意見公募の期間でございます。12月の下旬に市民意見公募の公表と報告をさせていただきます。年が明けまして、1月に第7回の策定委員会、こちらの意見を反映させていただきまして、一部修正が行われると思います。2月に第8回の策定委員会で計画案が決定いたします。それの了承を得まして、3月に印刷し、配付という予定でございます。以上です。

委員長 膨大な資料、ありがとうございました。

それでは、報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいた します。どうぞ、城所委員。

城所委員 本当に膨大な資料なので、この短期間で理解するのは非常に大変なんですが、まず、中央公民館ホールの大規模改修の関係で、基本設計案の説明と意見交換会というのが9月14日、あるいは報告会が9月28日に開催されていますけれども、非常に立派な改修設計案だとは思うのですけれども、ちなみに参加者の皆さんから出てきたご意見、ご要望で多かったものというのはどういったことだったんでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 基本的にはそういった意見を取りまとめて、実現してもらいたいという、そういった意見が多いものとかが、この集約案として示している内容になっているものでございます。

アンケート結果につきましては、そういった意見をまとめたものはございますけれども、今回はそれはちょっとここには示しておりませんが、基本的にはそういったところから皆さんの意見を聞きながら集約していったということです。

城所委員 どの辺のご要望が多かったんですか、この改修については。

生涯学習課長 この項目になりますけれども、やはり座席が狭いとか、それから、空調のき

きがそれぞれの中でばらつきがあるというようなところとか、あと、やはりバリアフリーということでかなりそういったご要望がございますが、現行の段差が解消できないところは手すりなどを設置することによってある程度対応させていただくということで、可能な部分についてはスロープ化とかをこの中でお示しして、あと、トイレにつきましては、だれでもトイレを設置することによりまして、ホール内で段差を超えなくてもトイレが使えるようなものにするというのは利用者の方もかなり評価してくれているような内容でございます。

城所委員 一般的に、私の意見を言わせていただくと、ホールの改修というと、まずは 座席がしっかり居心地のいい空間になっているかというのがやっぱり第一印 象としてあるのかなというふうに思うのですけれども、これを見ますと、椅子 の幅が広がっているというのは非常に歓迎すべきことだなと思うのですけれ ども、ちょっと私が気になったのが、座席の幅は広がっているのですけれども、 座席と座席の間はこれはどうなのでしょうか。

委員長 生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 その前後の幅を改修しようとしますと、段差を全てやり直さなければならないということで、これはもう実際上そこまでの工事とすることは基本的にはできないというようなスタンスでございます。ですから、横幅の解消をすることによって、また、この横幅のモニター用の椅子を皆さんに座っていただいて、座り心地を体感していただいたところもございます。

城所委員 なるほど。ありがとうございます。以上です。

委員長 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、保坂委員。

保坂委員 今の座席の話なんですけれども、座席の幅が狭いということで広くすると、 全体として座席数が29席減っているわけですけれども、数に対しての要望はな かったんですか。減ってもいいので広くということだったのでしょうか。座席 数を増やせというような要望はなかったんでしょうか。

生涯学習課長 座席を増やしてほしいという要望はございました。ただし、現行の中でホール内の機能を落として、改修して、座り心地のいいものにするということでございますので、幅を広くすることによって、当然、座席数は減りますが、極力減らさないような工夫をこの中に、利用者の方々と話し合いながら組み込みまして、この座席数である程度ご了承いただいたというところでございます。

ホールにつきましては、府中の芸術の森とか、調布のたづくり、あるいは多摩 のパルテノンと、皆さん有料のすばらしい施設をご覧になっているというのがご ざいますが、私どもの前提のご説明の中で、そういった有料の施設ではなく、稲城市の公民館として、今まで皆さんに愛されてきた公民館を従前と同じようにご使用できるような前提の中で、できる限りの改修を行っていくというようなことで皆さんにはご説明したところでございます。

保坂委員 わかりました。量より質というか、快適さのほうを優先するということです ね。

生涯学習課長 ある程度、いわゆる快適さを、現行の今の座席がかなり座りにくいというようなことがございますので、その環境を改善していくというようなところに着目して意見を取りまとめたところでございます。

保坂委員 ありがとうございました。わかりました。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、城所委員。

城所委員 すみません、私は勉強不足で、もう一つの基本的なことを聞きたいんですけ ど、この集約案が出て、今後のスケジュールというのはどんな感じでしたっけ。

生涯学習課長 今日はちょっとお示しできておりませんが、教育委員会への今日の報告を初めといたしまして、体育課のほうでも11月5日の福祉文教委員会への報告というようなこともございますので、市のそういったスケジュールに沿って、私どもも稲城市議会の意見なども、そういった中で報告しながら、ある程度意見をお聞きしまして、いわゆる市としての最終決定はその予算化なりを進めていく中で最終的にこの形ということで固めていくということで、現在は集約案というところまでが示せたというところでございますので、議会への報告を中心に、市の幹部職員への了解等、それから、財政担当部局との現実的な実現性の内容を踏まえて次年度予算を固めていくというような中で、この案が最終的にこういう形になったというようなものが出てくるかと考えております。

城所委員では、次年度予算化を目標、ということではないんですか。

委員長 教育部長、お願いいたします。

教育部長 少し補足を私からさせていただきます。

今回、この案をまとめるためというのは、今、基本設計をやっていまして、 基本設計の中である程度、去年のうちからいろいろな、公民館運営審議会から の答申などがありまして、それに沿ってつくったわけです。それでもまだやは り市民の声を聞くべきだろうということがあったものですから、この9月いっ ぱいの中でそのご意見を聞きました。そして、今回、生涯学習課長あるいは都 市建設部のほうの担当部署から非常に一生懸命説明して、ご了解いただきまし たので、現在、基本設計から実施設計のほうに移るということをしております。

その実施設計は、できれば、今年中に何とか、大まかなものではなくて、かなり詰めた実施設計をつくり上げていくと。そして、予算化して、平成28年度に改修、これは1年間になるのか、あるいはもう少しかかってしまうのか、それは今後の実施設計の内容にもよりますけれども、そういう予定で今進めていこうとしています。

そこで課題になるのは、平成28年度になると、工事をしますので、全く使えなくなるということがありますので、今、生涯学習課のほうでは、その使えなくなることについてのPRですとか、あるいは年に1回必ず使いたいというところがありますので、それらの団体に対しての対応ができるのかどうか、iプラザが使えるのかどうか、そういうことも含めて、今、主管課のほうで検討させていただいているということでございます。

城所委員 非常にスケジュールとしてはタイトですよね。そうでもないですか。補正予 算じゃないんですか、それは。

委員長 教育部長。

教育部長 補正予算ではなくやりたいということで、当初予算で平成28年度予算の中で やるというふうにしますので、タイトはタイトです。

ただ、この内容につきましては、公民館ホールという特徴もありまして、やはり当然、市が整備するものにつきましては社会教育団体はなるべく協力して使っていくというのが基本ではありますけれども、やはり市民の声を聞く、利用団体の声を聞くという、そういうスタンスはとらなくてはいけませんので、意見を聞く期間が少し延びてしまったと。8月中にできればよかったのですが、いろいろなご意見をまとめるに当たって、細かく聞けという市長からの指示もありましたので、その後、意見聴取が1カ月ぐらいちょっと多かったかなという感じはするのですけれども、非常にタイトではありますけれども、実施設計そのものはもう、基本設計がここまで固まれば、あとはお金のはじきというふうになると思います。何とかそれは間に合わせて、当初予算でいくというふうに考えております。

城所委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにはいかがですか。私のほうから一ついいでしょうか。

稲城市特別支援教室の導入についてということで、今、資料が示されました けれども、これから全ての公立小学校に特別支援教室を設置し、巡回指導教員 が巡回指導をするというふうにうたってありますけれども、生徒が動くことから今度は教員が動くようになるということですが、全ての学校に特別支援教室、 巡回相談員が実際に指導できるようなお部屋を用意するという解釈でいいのですね。

- 指導課長 可能な限りそういった場所を確保していくということですが、必ずしも特定 の部屋というところまで決定しているものではございませんので、例えば、授 業の空き教室であるとか、そういったものを活用することも今のところ想定し ております。
- 委員長 いろいろとそういうようなところは工夫しながらということで、固定という 形ではないのですね。そして、取り出すというふうなこともあるし、授業を見ながら、そこのところで指導すると、巡回指導員の方が、というようなことも 考えていくということになるわけですね。
- 指導課長 そのどちらも想定しているところでございます。
- 委員長 そうすると、普通学級の中にそういう子供たちがいるわけですよね。すると、 先生方にそういうふうなことについて理解を求める必要があるということか。
- 指導課長 原則として、その時間に通常の教室の中でと先ほど申し上げましたが、中に 特別な教員がついてということではなくて、校内にある教室以外の場所で必要 な指導をその時間は行うということで考えております。
- 委員長 ということが基本になるわけですね。そうすると、巡回していく指導員の関係では、週に1回ぐらいがそういうふうな指導を受けられる子供たちの時間になるというふうに解釈すればよろしいのでしょうか。 指導課長、お願いいたします。
- 指導課長 規定では、現在の通級指導と同じく、一人一人の状況に応じて週1時間から 8時間程度ということになっておりますので、最も長い場合、週2日という形 になりますが、実際には週1日程度が多くなる予定でおります。
- 委員長 ありがとうございました。ほかにはいかがですか。どうぞ。
- 城所委員 いわゆる拠点校から巡回指導教員が行くということになりますと、さっき、 三、四校と言いましたっけ、ということは、これは新規で補充をかけていくと いうことですか、その巡回指導教員というのは。

委員長 指導課長。

指導課長 人事上の配慮も、東京都のほうと調整しながら、新規に配置になるという予 定でおります。

城所委員 ちなみに、先ほど、向陽台の通級指導学級の人数が24名ということで、今後 は特別支援教室が設置されると、もしかしたら倍ぐらいになるのではないかと いう想定があるということなのですが、この辺は保護者の方とのいわゆる連携 というか、意志の確認というか、その辺はどうなのでしょうか。

指導課長 対象者につきましては、通級指導学級に通っている児童がまず基本というふ うに考えておりますが、実際には通級に通ってない児童にしても、保護者に制 度の説明をして、ご理解いただいた上でご意向を伺いながら進めていく予定で おります。

城所委員 それはどういったやり方でやるのでしょうか。対象となるかならないかという、いわゆるグレーゾーンの子たちがいるわけですよね。その辺は指導課のほうである程度ピックアップしていくのですか。

指導課長 指導課や教育センターと連携をとりますが、実際には各在籍の学校の担任や 学校長とまずは必要性について協議して、その制度の中で、それが一番その子 に向いているだろうということである場合に対象というふうに決めていく考 えでおります。

城所委員 そうですよね。わかりました。

委員長 保坂委員。

保坂委員 今の関連なのですけれども、そうしますと、これは巡回するということは、 学校規模によっては1クラスの巡回教室の人数が一、二名のところから、かな り多い人数ができてしまうということですか。取り出して、授業を行うわけで すよね。そのときの取り出されるというか、その対象の児童が少ない学校もあ れば、結構多く、教員1名に対してその対象の児童が複数名、多数名になると いうこともあるわけですよね。それは人数によって教員が増えるということで はなくて、学校ごとにいくわけで、教員1名に対して児童が多い場合も少ない 場合もあるということですよね。

委員長 指導課長。

指導課長 教員の基準ですが、10名で概ね1名の配置という予定でおりますので、20名、30名となれば、当然、指導員数も増えていきますが、原則として、その10名以内の中では多い少ないという数の差はあり得るという想定でおります。

保坂委員 わかりました。ありがとうございます。

確認ですけれども、11名の場合はお二人の先生ですが、10名だったら1人ということに原則はなっているわけですよね。

委員長 指導課長。

指導課長 そのとおりでございます。

保坂委員 そうですか。わかりました。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。城所委員。

城所委員 平成28年度に巡回指導のモデル校というのが試行されるわけですよね。これ というのは、平成29年度の完全実施に向けてということは、平成28年度は何校 かピックアップするということなのでしょうか。

委員長 指導課長。

指導課長 平成28年度の段階で今のところ想定されるのは、現在の通級指導学級の中で 通級の指導が必要なお子さんに関して、保護者のご了承が得られた場合に、在 籍する学校のほうに通級指導学級の教員が通うなどといった形で動きの確認 等の試行という形を今のところ想定しております。

城所委員 なるほど。ということは、今、向陽台の通級の教室に来ている子を対象に試 行的にやるということですね。そして、平成29年度にいきなり全校と。わかり ました。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

今泉委員 同じく関連しての質問なんですけれども、7番のところに、平成27年度の通 級指導学校の児童一覧ということで、6年生が6名、とりあえず載っているか と思うのですけれども、今現在の話だと、小学生のところだけに限定されてい るように聞こえるのですけれども、今後、これを見てみると、この6年生も来 年は中学生になるかと思うのですが、中学生になった場合というのは特に考え ているのでしょうかという質問です。 指導課長 東京都の特別支援教育推進計画第三次実施計画では、最初に小学校、続いて中学校と、順次、移行という形になっておりますが、例えば、6年生の場合、卒業すると、まだ中学校には特別支援教室のシステムがございませんので、必要性を確認した上で、必要があれば、中学校の現状の通級指導学級等を利用する形になる予定でございます。

今泉委員 そうすると、6年生が卒業しても、中学生になってもフォローはしっかりと 考えていくということでよろしいんでしょうか。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 必要な教育が受けられるように、現行制度の対象、または新しい制度への移 行につきましても、必ずいずれかの必要な指導についてはできるように保障し ていきたいと考えております。

今泉委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後4時15分閉会)